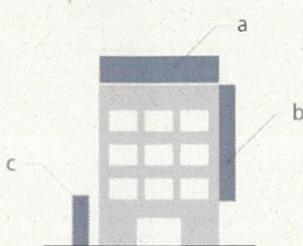


許可が不要な広告物

社会生活を営む上で最低限必要な広告物については、一定の基準内に限り規制の対象から除外されます。詳細は、「福岡県屋外広告物のしおり」P.6、P.7を参照してください。
 ※北九州市、福岡市、久留米市は条例が異なりますので、各市の基準に従ってください。

自家用広告物 自己の事業所や店舗などの建物やその敷地内に、自己の氏名や名称、事業内容などを掲出するもの。

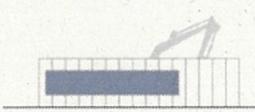


●禁止地域に掲出する場合
 表示面積の合計 5 m²以内 (許可を受ければ 15 m²以内まで可能)
 $a+b+c \leq 5 \text{ m}^2$

●許可地域に掲出する場合
 表示面積の合計 15 m²以内 (15 m²を超えると許可が必要)
 $a+b+c \leq 15 \text{ m}^2$

実際に事業所として使用され、事業内容を示す物であれば、土地の所有権に拘らず自家用広告物に該当します。

適用除外の広告物

<p>●法令の規定によるもの</p>  <p>道路法、道路交通法、建築業法、消防法など</p>	<p>●選挙運動用ポスター等</p>  <p>公職選挙法による選挙活動のために使用するポスターや看板 ※1</p>	<p>●公共広告物</p>  <p>国及び地方公共団体が公共的目的に掲出するもの ※2</p>	<p>●寄贈者名等表示広告物</p>  <p>公益上必要な施設や物件に寄贈者名を掲出するもの ※3</p>
<p>●自己管理用広告物</p>  <p>自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づくもの 表示面積の合計が 5 m²以内</p>	<p>●工事現場の塀等に表示</p>  <p>営利を目的としないもので工事期間中に表示されるもの</p>	<p>●冠婚葬祭用掲示物</p>  <p>冠婚葬祭や祭礼のために一時的に掲出するもの ※4</p>	<p>●移動するものに掲出</p>  <p>人、動物、車両 自動車は 10 m²以内 ※5</p>

※1. 政治活動用ポスター(政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するポスター、看板など)は、許可地域のみ掲出ができる。ただし、表示期間は1か月以内。
 ※2. はり紙等の簡易な広告物以外は、市町村長との事前協議により同意が得られたものに限る。
 ※3. 当該広告物を表示する施設、又は、物件に対し、面積が 0.5 m²以内かつ表示面の面積の 1/20 以内に限る。
 ※4. 長期にわたるものは適用除外とならない。禁止物件には掲出できない。
 ※5. 自動車の場合は 10 m²以内で、所有者の店名もしくは、事業内容等を表示するもの、又は、営利を目的としない宣伝、又は、行事などを表示するもの。